

## 帯広市パートナーシップ制度（概要）

### （1）趣旨

性的指向や性自認に伴う差別や偏見の解消、日常生活の困難や生きづらさの軽減をはかり、性のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指し、パートナーシップ制度を導入します。

### 【考え方】

わが国では、戸籍上同性である場合や、自らの性自認（心の性）とは異なる戸籍の性での入籍に違和感などがある場合、婚姻制度が利用できません。このため、パートナーと共同生活を行っている LGBT 等<sup>1</sup>の方々は、2人の関係に対する周囲の無理解や差別・偏見のほか、配偶者や家族には認められる制度やサービスが利用できないなど、様々な困難や生きづらさに直面しています。

こうした状況を踏まえ、全国の自治体では、「パートナーシップ制度」の導入が進んでいます。この制度は、婚姻関係はないものの、継続的に共同生活を行う2者の関係を自治体が受け止め、公的に認める仕組みです。自治体の制度であるため、法的な効果はありませんが、先進事例を見ると、「家族や友人に祝福された」、「周囲に受け入れてもらえた」、「理解を示してくれる人が増えた」、「安心感を得ることができた」など、制度の利用者から肯定的な声が寄せられています。また、公立病院におけるパートナーへの病状説明や手術同意、公営住宅への入居などの行政サービスのほか、携帯電話の家族割引、生命保険の受取人への指定、住宅購入時のペアローンの利用など、民間サービスの適用範囲も広がりつつあります。

一方で、「新たな制度を導入せず、悩みや困難に個別に対応すればよい」との意見も見られます。しかし、当事者の方々の生きづらさの根本は、2人の関係が社会に受け入れてもらえないことにあり、個々の悩みや困難への対応だけでは、課題の解決に十分ではないと考えます。このため、2人の関係を受け止め、公的に認めることにより、当事者の方々に安心感を与えるとともに、社会的な理解を広げていく必要があります。また、「家族制度や婚姻制度に悪影響を及ぼす」、「同性婚を認めることにつながる」との意見も見られますが、パートナーシップ制度には法的な効果がないため、国の法律に基づく家族制度や婚姻制度を損ねるものではなく、同性婚を認めるものでもありません。また、帯広市では、LGBT 等の方々をパートナーシップ制度の対象者とする考えであり、それ以外の方々がこの制度を利用することにより、非婚者の増加につながることはないと考えます。

<sup>1</sup> LGBT 等 L:レズビアン（女性の同性愛者）、G:ゲイ（男性の同性愛者）、B:バイセクシュアル（両性愛者）、T:トランスジェンダー（身体と心の性別に違和感があるなどで、生まれた時の性別とは違う性別でいきたいと望む人）の頭文字を組み合わせたもの。このほかにも様々な性のあり方があるため「LGBT 等」と表記している。

以上の考え方から、性的指向や性自認に伴う差別や偏見の解消、日常生活の困難や生きづらさの軽減をはかり、性のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指し、パートナーシップ制度を導入しようとするものです。

## (2) 名称

「帯広市パートナーシップ制度」とします。

### 【考え方】

先進事例では、制度の種類や対象者の違いなどに応じ、「パートナーシップ宣誓制度」、「同性パートナーシップ制度」など、様々な名称が見られますが、一般的には、「パートナーシップ制度」と総称されています。

帯広市では、同性カップルに限らず、幅広い性のあり方を対象に含むほか、証明制度と登録制度の選択制を採用する考えであるため、一般的な名称である「パートナーシップ制度」を採用します。

## (3) 根拠規定

「帯広市パートナーシップ制度実施要綱」を策定します。

### 【考え方】

パートナーシップ制度は、国の法令に基づく仕組みではなく、自治体の条例や要綱などを根拠として実施するものです。制度を導入している自治体は、令和4年4月1日現在で209件ありますが、条例に基づく自治体は8件で、要綱に基づく自治体が大半となっています。

地方自治法では、義務を課し、又は権利を制限する場合、条例によらなければならないと定められています。帯広市では、市民の皆さんに義務を課し、又は権利を制限する仕組みを想定していないため、要綱に基づき制度を実施するものです。

## (4) 定義

「パートナーシップ」を、「互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行うことを約束した2者の関係」と定義します。

### 【考え方】

多くの自治体では、「パートナーシップ」を「互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係」と定義しています。このように定義した場合、利用

者が性的マイノリティであるかどうか、確認が必要となります。先進事例では、利用者に書面で自己申告いただく方法が一般的ですが、当事者に「カミングアウト」（告白）をお願いすることになるため、心理的な負担となり、制度の利用の支障とならないか懸念されます。

この点について、帯広市男女共同参画市民懇話会の提言書では、利用しやすい制度とするため、「パートナーシップ」の定義に「性的マイノリティ」や「LGBT 等」の用語を使用しないことが提言されています。帯広市としては、提言を踏まえ、「性的マイノリティ」等を使用せずに「パートナーシップ」を定義し、あわせて、性的指向や性自認に伴う差別や偏見の解消などを制度の趣旨に明記するとともに、事実婚の方々を対象者に含まない仕組みとすることで、対象者の範囲を明確化するものです。これにより、当事者による自己申告が不要となるほか、「性的マイノリティ」や「LGBT 等」の定義も必要がなくなるため、同性カップルはもちろん、トランスジェンダー<sup>2</sup>や X ジェンダー<sup>2</sup>、クエスチョンング<sup>3</sup>など、多様な性のあり方を広く対象に含むことができると考えます。

なお、書面による自己申告を求めないと、制度が悪用されるのではないかという懸念が予想されます。しかし、性的指向や性自認は外見では分からぬいため、自己申告では客観的な確認はできません。このため、多くの先進事例では、虚偽又は不正な手段による申請が判明した場合、取消しや無効にできる仕組みを導入しており、後述するとおり、帯広市でも同様の手続きを採用するものです。

## （5）制度の種類

「証明制度」と「登録制度」から、申請者が選択できる仕組みとします。

### 【考え方】

パートナーシップ制度は、大きく、「証明制度」、「宣誓制度」、「登録制度」、「届出制度」の4種類に分けられます。このうち証明制度は、当事者が公正証書等の形式で契約を締結し、これを行政が確認したことを証明するものです。2者の権利義務関係が明確であるため、企業などの理解や協力が得られやすい一方で、契約書の作成に手間や費用がかかります。その他の3種類の制度は、契約書が不要である一方で、2者の法的な関係が不明確なため、民間サービスの対象とならない場合があります。

こうした状況を踏まえ、懇話会の提言書では、利用者のニーズに柔軟に対応できるよう、証明制度とその他の制度の選択制の導入が提言されています。その他の制度のうち、宣誓制度は、多くの先進事例で導入されていますが、行政職員の面前で宣誓書に記入することに抵抗感があることが指摘されています。また、届出制度は、当事者の届出を受け取るだけであり、行政の姿勢が消極的に感じられるとの意見も見られま

<sup>2</sup> X ジェンダー 心の性を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人。

<sup>3</sup> クエスチョンング 自分自身の性を決められない、又は決めない人。

す。一方で、登録制度は、婚姻届に類似していて分かりやすいほか、虚偽や不正が判明した際に登録を抹消できるなどの利点があります。

以上を踏まえ、帯広市では、選択肢ができるだけ広げ、利用しやすい制度とするため、証明制度と登録制度のうち、申請者がいずれかを選択できる仕組みを導入します。

なお、パートナーシップ制度は、「婚姻に相当する関係であることを行政が証明するもの」と説明されることがあります、帯広市はこのような考え方を探るものではありません。自治体として、2者の関係に踏み込んで、実情を確認することは困難であり、配偶者と同じような法的な権利や義務を保障することもできません。このため、証明制度は、当事者間で締結された契約書を確認した事実を証明する仕組み、登録制度は、対象者の要件を満たす方々を登録した事実を証明する仕組みとして定めようとするものです。

## (6) 対象者

対象者は、以下の要件を全て満たす方とします。

- 1) 双方が成年であること
- 2) 次のいずれかに該当すること
  - ア 双方が帯広市まちづくり基本条例に定める「市民」であること
  - イ 一方が市民であり、かつ、他の一方が市民になることを予定していること
  - ウ 双方が市民になることを予定していること
- 3) 双方に配偶者（2者が国外で婚姻した場合を除く）や事実婚の関係にある者がいないこと（いずれも相手方を含む）
- 4) 双方が相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- 5) 民法第734条及び第735条の規定により婚姻することができない者同士の関係にないこと（養子縁組関係にある場合を除く）

### 【考え方】

民法改正に伴い、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられるとともに、婚姻開始年齢が男女とも18歳となりました。これを踏まえ、帯広市のパートナーシップ制度においても、双方が成年（18歳）に達していることを要件とします。

また、本制度は帯広市民を対象とするのですが、帯広市まちづくり基本条例は、市内に通勤・通学する方や市内で事業を営む方、市内で活動する方も、「市民」の定義に含んでいます。市外居住者をパートナーシップ制度の対象者から除くと、帯広市内で仕事やボランティア活動などを行っているにも関わらず、パートナーとの関係を説明しにくい、企業の福利厚生制度の対象とならないなど、様々な不公平や不都合が生じます。このため、より多くの当事者の生きづらさを軽減し、帯広市のまちづくりに安心して参加いただくには、市内に居住していない「市民」も対象者に含める必要があります。

さらに、申請時点で市民ではなく、今後市民になる予定である場合も申請可能とし

ます。これは、賃貸住宅の契約時などに、2人の関係を事業者等に説明しやすくすることを目的とするものです。

また、事実上の重婚の防止や社会的・倫理的な観点のほか、婚姻関係にはない2者の関係を公的に認めるというパートナーシップ制度の趣旨を踏まえ、配偶者や事実婚の関係にある者がいないこと、申請の相手方以外の者とパートナーシップ関係ないこと、民法の規定により婚姻できない者同士の関係（近親者）がないことを要件とします。ただし、養子縁組関係にある場合については、懇話会の提言書を踏まえ、同性婚ができない中で、自分たちをパートナーとして認めてほしいという願いに寄り添う仕組みとするため、対象者に含むこととします。

事実婚については、対象者とする自治体もありますが、懇話会の提言書に記載のとおり、幅広い制度やサービスの対象となっているほか、住民票に「夫（未届）」、「妻（未届）」と明記されるなど、パートナーシップ制度を利用する意義に乏しいため、LGBT等を対象者とするものです。

なお、事実婚の関係にある者がいないこと、相手方以外の者とパートナーシップ関係ないこと、近親者の関係ないことについては、誓約事項として申請書に記入を求めます。また、住民基本台帳に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合や、相手方以外の者と登録簿に登録されている場合は、制度の対象外とします。

このほか、外国籍の方についても、海外で同性婚を行う場合があるほか、日本の婚姻制度を利用できることなどを踏まえ、対象者に含むこととします。

## （7）申請の方法

申請書に関係書類を添付し、双方が同時に来庁して提出いただくこととします。  
申請書においては、戸籍上の氏名とあわせて通称を使用できるほか、やむを得ない場合、代筆できることとします。

### 【考え方】

申請に当たり、本人確認書類（個人番号カードなど）の提示と、戸籍全部事項証明書の提出を求めることとします。これに加え、帯広市の住民基本台帳に記録がない場合、住民票の写しのほか、①市内に居住していることを確認できる書類（郵便物など）、②市内に通勤・通学していることを確認できる書類（社員証、学生証など）、③市内で事業を営んでいることを確認できる書類（営業許可書など）、④市内で活動を行っていることを確認できる書類（活動団体等の会員証など）のいずれかを添付いただくこととします。証明制度の場合は、上記のほか、公正証書等の形式による合意契約（共同生活に必要な費用の分担や日常家事債務に関する連帯責任について記載したもの）の提出を求めます。

また、申請者双方に制度利用の意思があることを確認するため、申請時には同時に来庁いただくこととします。ただし、証明制度の場合は、公正証書等の提出により双方に制度利用の意思があるとみなし、一方の来庁のみで申請できるものとします。

なお、性別違和などを理由に、日常生活において通称を使用している方々のニーズに対応するため、申請書に戸籍上の氏名と通称の両方を記載できるようにします。この場合、帯広市が交付する登録証等（後述）の表面には通称を表示し、裏面に戸籍上の氏名を表示する取り扱いとします。

申請書等は市民活動課の窓口で受け付けるほか、業務時間外は市役所当直で受理し、後日、市民活動課で審査等を行います。なお、2人の記念日に登録したいといった希望に対応するため、事前に書類の確認や相談を受けられる仕組みとします。

## （8）登録

対象者の要件を満たす場合、登録簿に登録します。ただし、一方又は双方が申請時点での市民でない場合は、仮登録証を交付し、有効期限内に、双方が市民であると確認できたときに登録簿に登録します。

### 【考え方】

対象者の要件を満たす場合、証明制度、登録制度のいずれについても、氏名等の情報を登録簿に登録します。ただし、申請者的一方又は双方が申請時点での市民でない場合は、登録簿に仮登録し、市民の要件を満たすことを確認できる書類を有効期限内に提出いただいた上で、正式に登録します。有効期限は申請日から1か月としますが、持ち家の建築などの特別な事情があれば、申請日から1年までとします。有効期限を過ぎた場合は、仮登録を取り消します。

なお、虚偽又は不正な申請のほか、誓約事項・同意事項を申請書に記入しない場合などは、登録を行わないこととします。同意事項としては、①登録の事実や内容について市役所内の関係部署に情報共有すること、②要件の確認（後述）のため帯広市が申請者の戸籍や住民基本台帳の記録に関する情報を取得することについて、申請時に予め同意いただく仕組みとします。

## （9）登録証等の交付及び再交付

登録簿に登録したときは、登録者の双方に登録証等を交付します。登録証等の紛失・毀損などの際は、再交付を申請できることとします。

### 【考え方】

登録制度の利用者には携帯が可能なカード型の登録証とA4サイズの登録証の2種類を交付し、証明制度の利用者には証明カードと証明書の2種類を交付します。

登録証等を紛失・毀損した場合などは、再交付の申請を可能とします。その際、交付済みの登録証等があれば返還いただくほか、紛失した登録証等が見つかった場合も、速やかに返還いただることとします。

## (10) 子に関する届出

申請者の方又は双方と生計を一にする未成年の子がいる場合、希望に応じて、登録証等に子の氏名を記載できることとします。

### 【考え方】

LGBT 等の方々の中には、養子縁組や里親制度の利用などにより、子供がいるケースがあります。この場合、パートナーと子供との間には法的な家族関係がなく、学校等の送迎や病院での対応など、家族として認めてもらえないことに伴う様々な困難が指摘されています。このことについて、懇話会の提言書では、家族を持つと決意した方々の想いや、子供の気持ちを尊重し、温かく受け入れる環境を整えるため、登録証等に子の氏名を記載できる仕組みの導入が提言されています。

これを踏まえ、生計を一にする未成年の子がいる場合、申請者の希望に応じて、登録証等に子の氏名を記載できる仕組みを導入します。記載できる範囲は、実子、養子、里子とし、子供本人の意思を尊重するため、子が満 15 歳に達している場合は、届出書に子の氏名を自署していただくほか、登録証等に記載された子の氏名の削除を申立てできることとします。

この仕組みの導入に当たっては、保育所や学校をはじめ、子供が関わる関係機関を対象に、制度の内容や必要な配慮などに関する研修等を行います。また、様々な困りごとに的確に対応できるよう、相談窓口や支援制度について、届出時に情報提供などをを行うこととします。

## (11) 変更等の届出

次のいずれかに該当する場合、変更等の届出を提出いただくこととします。

- 1) 戸籍上の氏名や通称を変更したとき
- 2) 帯広市に転入届を提出したとき
- 3) 氏名を記載した子が成人したとき、又は生計を一にしなくなったとき
- 4) いずれか一方が死亡したとき
- 5) 一方又は双方が市民でなくなったとき
- 6) 一方又は双方が婚姻したとき、又は事実婚の関係を結んだとき  
(いずれも相手方を含む)
- 7) 一方又は双方が相手方以外の者とパートナーシップを結んだとき
- 8) 公正証書等の所定の内容を変更したとき、又は失効したとき
- 9) その他双方が登録の抹消を希望するとき

### 【考え方】

戸籍上の氏名や通称の変更、帯広市への転入届の提出、子の成人などの場合は、登

録内容の変更に関する届出をいただくこととします。

また、いずれか一方の死亡や、転居などにより市民でなくなった場合のほか、婚姻や事実婚、相手方以外の者とのパートナーシップ、公正証書等の変更（共同生活に必要な費用の分担や日常家事債務に関する連帯責任について削除した場合に限る。）や失効などの事案が生じた場合は、登録の抹消に関する届出をいただくこととします。

なお、登録者的一方が相手方の同意なく登録抹消に係る届出を行うことを防ぐため、該当する事実を確認できる書類を提出いただくほか、双方が登録の抹消を希望する場合は、同時に来庁いただくこととします。

### (12) 要件の確認

変更等の届出要件に該当するか確認するため、登録者に対し、必要に応じて、関係書類の提出を求めることができます。また、死亡、市民の要件、婚姻・事実婚については、登録者の戸籍や住民基本台帳の記録を定期的に確認します。

#### 【考え方】

制度の信頼性を担保し、各種サービスの拡大につなげていくため、必要に応じて、変更等の届出要件に該当するかどうかが分かる確認書類の提出を登録者に求めることができます。提出期限は、通知の日から1か月以内とします。

また、死亡、市民の要件喪失、婚姻・事実婚については、申請時に同意を得た上で、公簿や他の行政機関に必要な書類を請求する方法により、登録者の戸籍と住民基本台帳の記録の定期的な確認を行います。確認の頻度は、民間サービスへの影響が大きく、より慎重な確認が必要になる証明制度については、携帯電話や賃貸住宅の契約期間を参考として2年に1回、登録制度については5年に1回を目途とします。

### (13) 登録の変更、抹消等

変更等の届出が適当と認められる場合、登録の変更や抹消を行うほか、以下のいずれかに該当するときは、登録を抹消できることとします。

- 1) 死亡、市民の要件喪失、婚姻・事実婚、相手方以外とのパートナーシップ、公正証書等の変更・失効のいずれかに該当することが判明したとき
- 2) 変更等の届出要件に関する確認書類が1か月以内に提出されない場合
- 3) 虚偽又は不正な手段により登録を受けたことが判明したとき
- 4) 登録証等を不正に利用したことが判明したとき
- 5) その他登録を継続することが適当でないと認めるとき

#### 【考え方】

変更等の届出が提出され、適当と認められる場合は、登録内容の変更や抹消を行います。変更の場合は、交付済みの登録証等と引き換えに、内容を変更した登録証等を

再交付しますが、成人後や同一生計でなくなった後も、子として共同生活を行ってきた証を残したいというニーズを想定し、登録者の申し出により、登録証等の裏面に子の成人や同一生計ではなくなった事実などを記載した上で、交付済みの登録証等をそのまま使用できる取り扱いとします。

抹消の場合は、登録証等の返還を求めるとともに、返還に応じない場合は登録番号を公表できることとします。ただし、パートナーの死亡時については、遺族の心情や葬儀等での必要などを踏まえ、返還を要しないこととします。この場合、登録証等の裏面に登録を抹消した事実と抹消年月日を記載します。

#### (14) 広域連携

パートナーシップ制度を導入している自治体と協定を締結し、転出入の際に必要な事務手続きの簡素化をはかります。

##### 【考え方】

パートナーシップ制度の利用者が他の自治体に転出し、その自治体のパートナーシップ制度を利用したい場合は、一般的に、転出する自治体への届出と、転入する自治体への申請が必要です。しかし、協定を締結している自治体間では、必要な手続きが、転出元又は転入先のどちらか一方のみとなっています。

こうした広域連携の仕組みは、利用者の方々の利便性を高め、手続きに伴う負担を軽減するものです。帯広市としても、十勝管内の自治体に情報提供を行ったほか、制度を導入した、又は導入を検討している道内自治体と、今後、協議を進めていく考えです。

#### (15) 保存期間

登録簿及び関係書類の保存期間は、登録抹消の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年とします。

##### 【考え方】

パートナーシップ制度の運用に当たっては、登録の抹消後も、一定期間、登録の事実や抹消年月日などを確認できる必要があると考えます。

特に民法において、サービスなどの債権は権利を行使することができる時から10年間行使しないとき、時効により消滅すると定められているため、契約時点での登録が有効であったかについて、時効までの間、確認が必要なケースが生じる可能性があります。こうした点を踏まえ、登録簿及び関係書類の保存期間を10年とするものです。